

令和6年度指定給水装置工事研修会資料①

指定給水装置工事事業者研修

- 公益社団法人 日本水道協会 埼玉県支部

目次1/2

1. 令和6年4月以降に変更となる主な事項

1－1 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

1－2 給水装置工事主任技術者の選任について

2. 指定給水装置工事事業者制度の概要

2－1 指定給水装置工事事業者制度の概要

2－2 指定給水装置工事事業者の遵守事項

2－3 給水装置工事主任技術者の職務等

3. 給水装置等に関する留意事項

3－1 給水装置工事の施工

4. 給水装置の維持管理

4－1 逆流に係る事故防止

目次2/2

5. 誤接合（クロスコネクション）に係る事故防止

5－1 工事施工後の残留塩素濃度の確認等

5－2 事故事例

6. 給水装置工事に関する信頼性の向上

6－1 指定給水装置工事事業者における取組

7. 指定給水装置工事事業者のための更新制導入の意味 とその手続及び重要事項について

研修資料2で説明

8. 更新書類の記入方法と注意事項

研修資料3で説明

1. 令和6年4月以降に変更となった主な事項

①水道整備・管理行政が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されました。

②給水装置工事主任技術者の選任について、水道法施行規則第21条第3項の規定が改正されました。

1-1 水道整備・管理行政の国土交通省及び環境省への移管

水道整備・管理行政が、令和6年4月1日より、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されました。

○国土交通省

→ （水道整備・管理のうち水質・衛生以外）

○環境省

→ （水質基準の策定、水道整備・管理のうち水質・衛生）

1-2 給水装置工事主任技術者の選任について

水道法施行規則第21条第3項

指定給水装置工事事業者は、前2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となってもその職務を行うに当たって支障がないことを確認しなければならない。

2-1 指定給水装置事業者制度の概要

水道法第16条の2第1項

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。



指定給水装置工事事業者

2-2 指定給水装置事業者の遵守事項

- 給水装置工事主任技術者の配置（事業所ごと）
（水道法第25条の3）
- 水道事業者への届出（主任技術者の選任、解任、指定事項の変更、事業を廃止、休止、再開）
（水道法第25条の4、水道法第25条の7）
- 事業運営の基準に従い適正な給水装置工事の運営に努める
（水道法第25条の8及び同法施行規則第36条）

上記法令等に違反した場合、水道事業者は指定工事事業者の指定の取消しをすることができる（水道法第25条の11）

2-2 指定給水装置事業者の遵守事項

水道法施行規則第36条 事業運営の基準

- ① 給水装置工事主任技術者の指名（給水装置工事ごと）
- ② 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置
（配水管から分岐して給水管を設ける工事など）
- ③ 水道事業者の承認を受けた工法、工事条件への適合
- ④ 研修機会の確保
（給水装置工事主任技術者やその他の工事従事者）
- ⑤ 構造及び材質の基準への適合、機械器具の適正使用
- ⑥ 記録の保存（工事ごと、3年間）

2-3 給水装置工事主任技術者の職務等

水道法第25条の4及び同法施行規則第23条

- ① 給水装置工事に関する技術上の管理
- ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- ③ 構造及び材質の基準に適合していることの確認
- ④ 工事に関する水道事業者との連絡調整

(水道法施行規則第23条)

3-1 給水装置工事の施工

道路内工事における留意事項

① 施工管理

- ・ 工事説明・広報
- ・ 断水など施工時間が定められた箇所での工程管理

② 工事に伴う公衆災害の防止

- ・ 道路交通法など関係法令の遵守、適切な措置

③ 道路占用及び掘削手続

- ・ 道路管理者、交通管理者の許可条件の遵守
- ・ 民有道路、他人の所有地における適切な許可・承諾
（工事申込者が承諾を得る）

3-1 給水装置工事の施工

道路内工事における留意事項

④ 地下埋設物等の取扱い

- ・ 各埋設管管理者への照会
- ・ 状況により、試掘が必要

⑤ 事故発生時等の応急措置

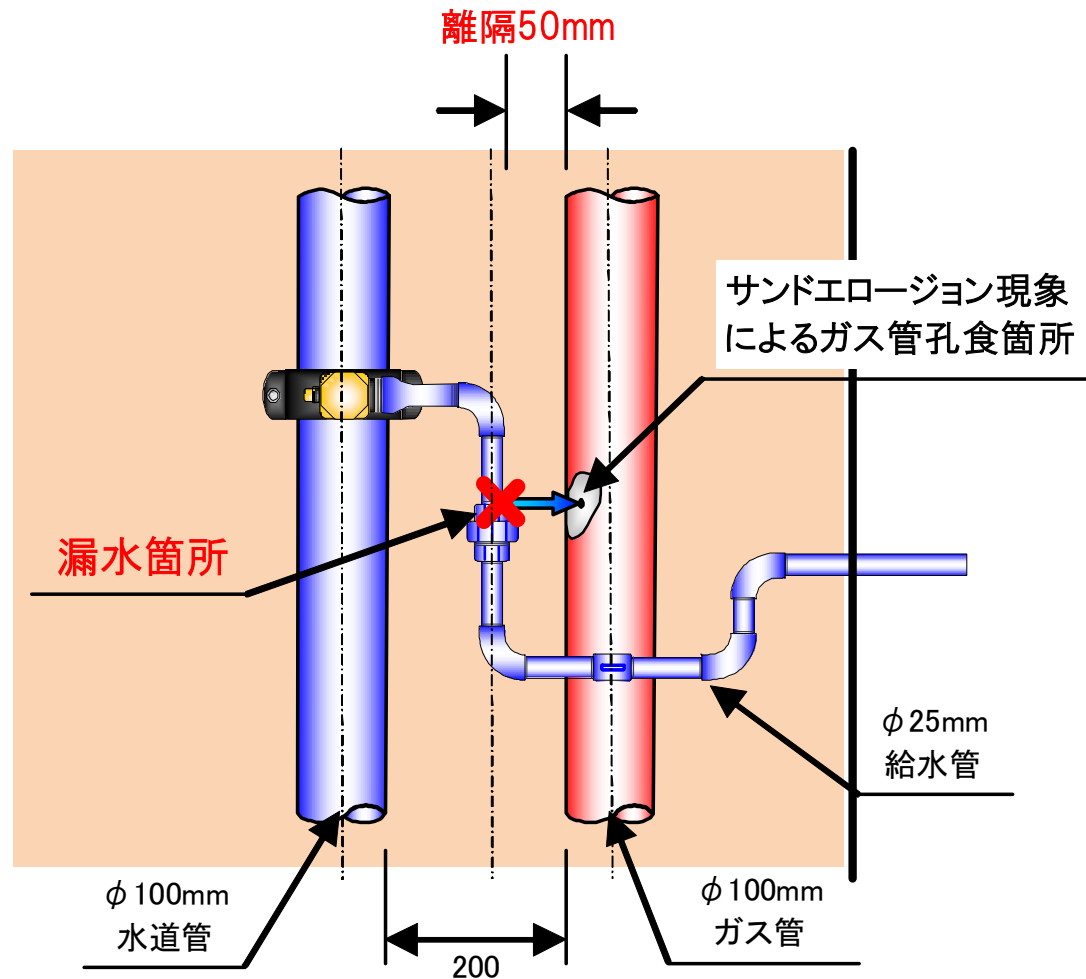
- ・ 直ちに必要な措置
- ・ 事故状況及び措置内容の報告（水道事業者、関係機関）

⑥ 配管工事

- ・ 所定の埋設深さ、土被りの確保
- ・ 防食措置、維持管理面に配慮、サンドエロージョン防止
- ・ 耐震性に優れた給水装置の設置に留意（需要者要望）

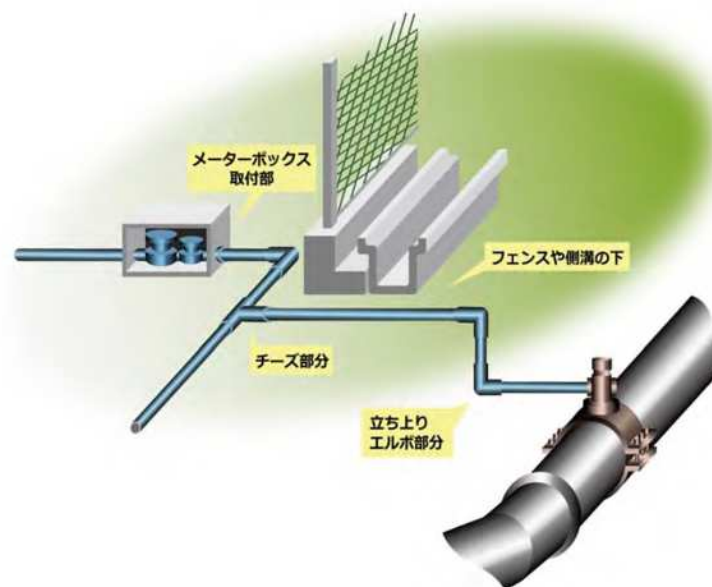
3-1 給水装置工事の施工

サンドエロージョン現象によるガスの供給停止



3-1 給水装置工事の施工

給水管被害件数	
鋼管（ねじ込み継手）	157
硬質塩化ビニル管 （TS継手）	4,224
ポリエチレン管 （冷間継手）	379
銅管	23
鉛管	350
設備部（止水栓、 メーター周りの付属設備）	971
サドル付分水栓	678
異種管接合部	32
管種不明等	143
計	6,957



給水管の典型的な被害箇所

出典：東日本大震災水道施設被害状況
調査報告書

3-1 給水装置工事の施工

給水装置工事の安全管理

事故防止の基本事項

- 各工種に適した工法に従って施工
- 地下埋設物の有無を確認、埋設物管理者による立会い
- 周囲の地盤のゆるみ、沈下に注意、適切な防護措置
- 溶接機、切断機など火気を伴う機械器具の取扱いに注意
- 各工種に応じた適切な人材配置、機械器具の操作確認
- 材料の荷崩れ防止、運搬、積みおろし時に歩行者等に注意
- 適切な保安施設を設置（道路管理者の定める基準等）

4-1 逆流に係る事故防止

逆流防止対策

○ 吐水口空間の確保

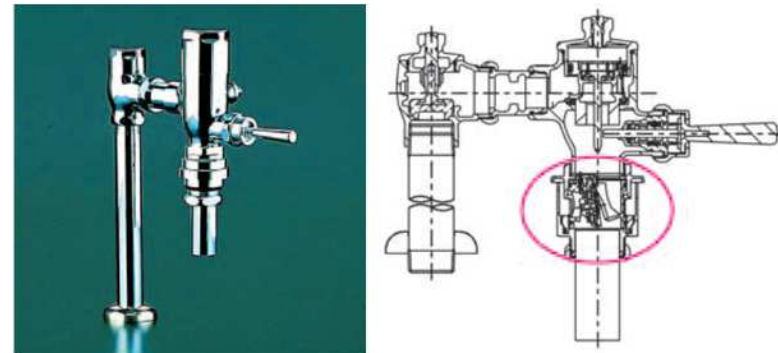
- 吐水口最下端から越流面までの垂直距離
- 近接壁から吐水口中心までの水平距離（※25mmを超えるものは最下端）

○ 逆流防止弁の設置

- ばね式、自重式等

○ 負圧破壊

- バキュームブレーカ等



5. 誤接合（クロスコネクション）に係る事故防止

水道法施行令第6条第1項第6号

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと

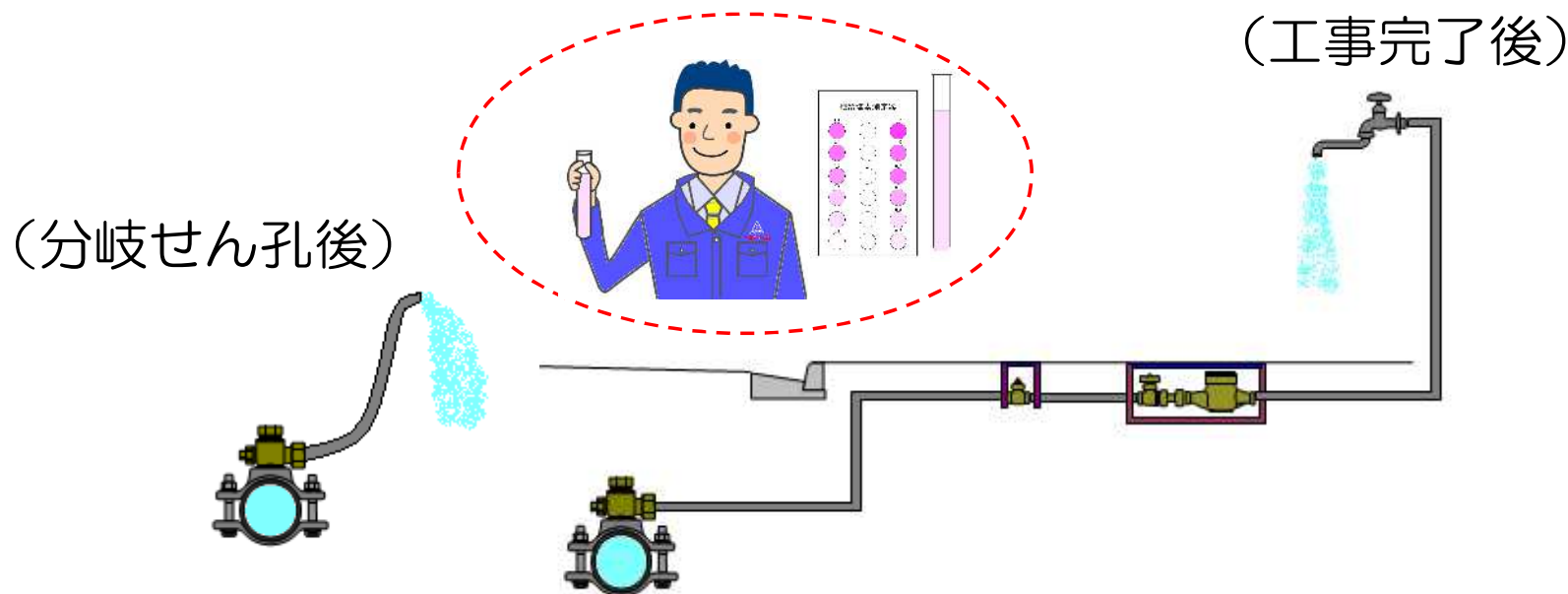
「給水装置以外の水管」とは、

工業用水道、井戸水、農業用水道、温泉、雨水等の貯留水、薬品関係など上水道以外の配管のほか、上水道の受水槽以下の配管も含まれる

5-1 工事施工後の残留塩素濃度の確認等

- その他水管の埋設状況、管表示テープ（青）確認
- 残留塩素濃度の確認（適宜、臭気・色・濁り等も確認）

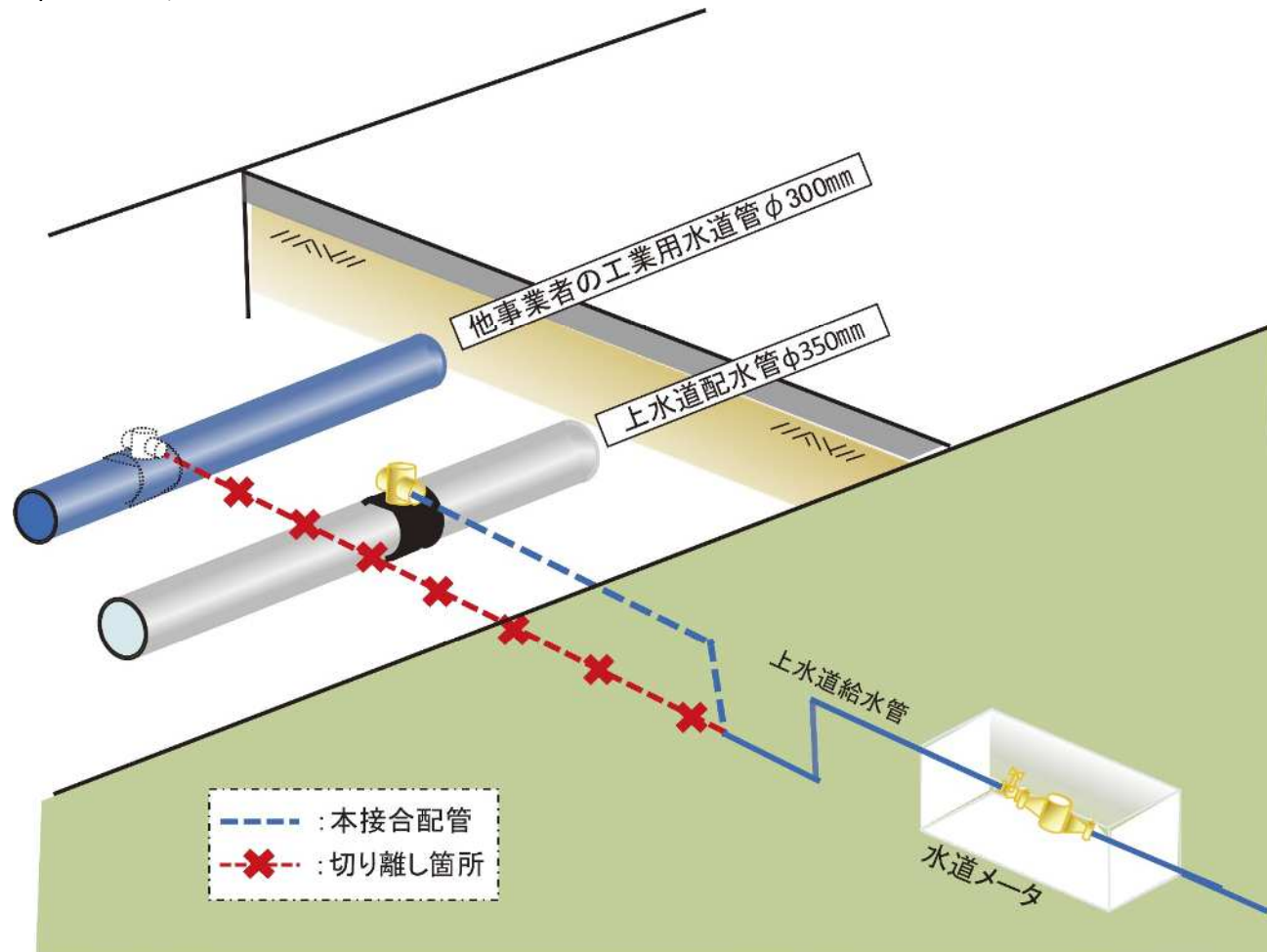
（残留塩素濃度の測定）



※ 残留塩素濃度の測定は、取出し工事の際には分岐部において、工事完了後は末端給水栓において行い、水道水であることを確認する。

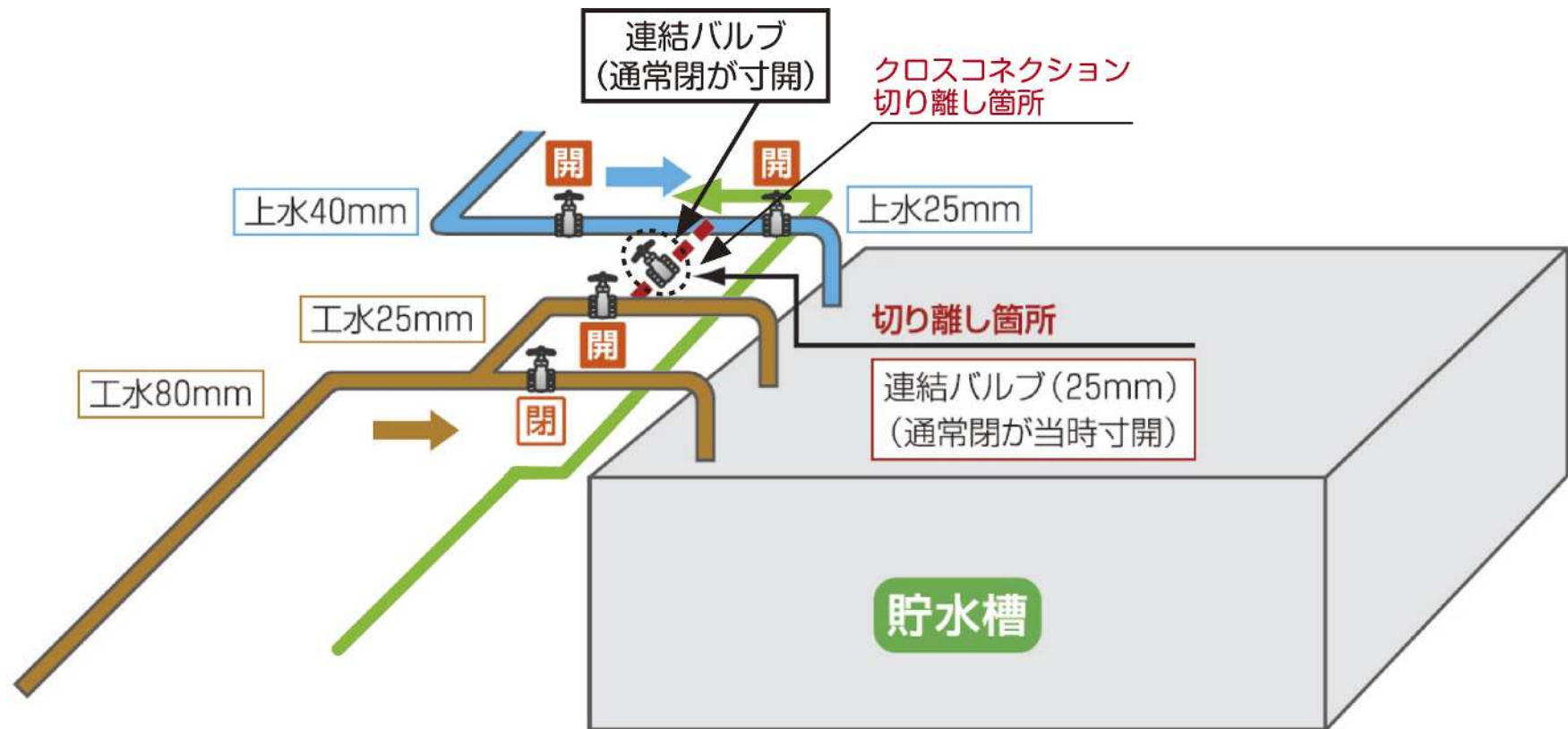
5-2 事故事例

事故例：他の水管との誤接合



5-2 事故事例

事故例：工業用水道との誤接合



6-1 指定給水装置工事事業者における取組

○ 法令の遵守

法令関係の遵守は、信頼性の基本

法令等に違反した場合、水道事業者は指定工事事業者の指定の取消しをすることができる(水道法第25条の11)

国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる
(水道法第25条の5第3項)

6-1 指定給水装置工事事業者における取組

〔指定に関する届出の違反事例〕

- 事業の休止・廃止・再開の届出がない。
（特に休止・廃止の届出忘れに注意）
- 事業所の名称、所在地等の変更の届出がない。
- 給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出がない。
（特に解任の届出忘れに注意）

変更の届出等

第25条の7

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

- 水道法施行規則第34条（変更の届出）
- 水道法施行規則第35条（廃止等の届出）

6-1 指定給水装置工事事業者における取組

〔工事に関する届出の違反事例〕

- 水道事業者へ工事申込みの手続を行わないで施工した。
- 水道事業者の工事承認を得ないで施工した。
- 水道事業者へ設計変更の届出を行わず、当初の申込みとは大きく異なる施工をした。
- 道路管理者へ道路占用申請を行わず道路を掘削し、給水管引込工事を施工した。

6-1 指定給水装置工事事業者における取組

[不正・不誠実な行為の事例]

- 入居に間に合わすため、水道事業者は無届で私設メーターを設置し、水道水を使用した。
- 水道事業者の水道メーターを無断で他の場所に流用した。
- 所有者に無断で給水装置工事申込書を作成し、虚偽の申請をした。
- ガス管と配水管を取り違えて穿孔し、どこにも通報しないでガス管を修理バンドで自己修理した。
後日、ガス漏れが発生して発覚した。
- 排水の点検と称し床下のパイプを壊し「水が漏れているので直さないと床下に水が流れてしまう。」と不実の告知をし、工事請負契約を締結した。
(特定商取引法違反及び詐欺未遂で逮捕)

6-1 指定給水装置工事事業者における取組

[給水装置の構造及び材質の基準違反事例]

- 工場で地下水設備配管と給水装置とを接続させた。
地下水が配水管に逆流して発覚した。
- 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない材料を
給水装置に使用した。

6-1 指定給水装置工事事業者における取組

○ 工事代金、施工等に関するトラブル防止

- ・ 費用明細がわかる見積書の作成
(特になじみの少ない費用については、十分説明)
- ・ わかりやすい工事内容説明
(工事内容等を十分理解し、納得した上で施工)

○ 接遇・モラルに関する社員教育の徹底

- ・ お客さま目線の思考で自己診断
- ・ 社員教育の中であいさつや会釈など接遇の基本動作確認



6-1 指定給水装置工事事業者における取組

[接遇、モラルに関する苦情事例]

- 電話連絡の際、対応が横柄であった。
- 漏水修理の依頼で6～7件電話したが、「忙しい。」と断られた。
- 修繕を依頼したら、個人宅は受付不可だと断られた。
- 態度が悪い。
（上から目線、物言い、ポケットに手を入れたまま）
- 修繕を依頼したが、依頼者に作業を手伝わせ、作業中も文句と愚痴を言われ不愉快だった。
- 無断で私有地に駐車した。
- 訪問予定日に連絡もなく来なかった。
（事前連絡もなく訪問予定日より早く来た。）

6-1 指定給水装置工事事業者における取組

[対策例]

- 接遇、モラル（倫理）の社員教育を徹底する。
- 修理にすぐに行けない場合は、「忙しいから。」ではなく、「ただいま作業員が全員現場に出ております。×時頃であればお受けできますが、いかがでしょうか。」などと、**ていねいな説明**を心掛ける。
- 見積り等に時間がかかる場合は、「××のため、×日くらいの期間がかかりますが、よろしいでしょうか。」など、事前に了承を得る。
また、途中で経過の連絡を入れる。
など



6-1 指定給水装置工事事業者における取組

〔見積り、工事費等に関する苦情事例〕

- 電話では現場を見ないと修繕費用はわからないと言われ、現場でも事前に見積りがなく、工事後に高額を請求された。
- 修繕前には見積りはできないと言われ、見積りをもらえなかった。修繕当日に振込票を持参し、翌日までに支払うよう言われた。
- 修繕の見積額が高額だったため断ったら、無料と聞いていた出張費、調査費を請求された。
- 漏水調査を行い特定できなかったが、調査費用を請求された。
- 見積りもなく、シャワー交換だけで高額請求された。

6-1 指定給水装置工事事業者における取組

[対策例]

- 見積りのための費用、出張費用等が必要なときは、費用を請求する場合とその金額について、必ず事前に説明し、了承を得る。
- 掘削の結果により見積額が変わる場合は、想定できることを可能な限り詳細に説明し、見積書に記載する。
- 見積内容について、十分に説明を行い、お客さまの納得を得た上で工事に着手する。
- 施工中に予期していないことが判明し、追加費用等が必要となった場合は、その時点でお客さまに説明し、協議するなど



6-1 指定給水装置工事事業者における取組

[施工、漏水調査等に関する苦情事例]

- 修繕が不十分で修繕箇所から漏水が再発した。
- 漏水箇所を長時間調査するが発見できなかった。調査費用は支払ったが、その後の対応についての説明がなかった。
- 修繕を依頼したが、修繕途中で一部施工できないと言われた。
- 給水管引込工事の際、迂回路もなく交通制限をしたため、通行に支障をきたした。
- 道路上の止水栓に開閉器を挿したまま放置していた。
- 早朝の6時30分ころから鉄管を切断し、騒音を発生させている。
- 工事後の始末がずさんであった。

6-1 指定給水装置工事事業者における取組

[対策例]

- 技術・技能、給水器具の取扱い、安全衛生などについて、社員教育・研修を実施する。
- 漏水調査に当たっては、調査方法、調査費用、発見できなかった場合のその後の対応等について、事前にお客さまと十分に協議をしておく。
- 漏水調査機材の整備、事前の詳細な図面調査・現地調査、経験者の指導による漏水調査・工事を実施する。
- 付近住民等に迷惑をかけないような工法や施工時間などを検討する。
やむを得ず影響を及ぼすおそれがある場合は、事前連絡、広報を徹底する。 など

